

八戸市農業委員会4月総会議事録

日時：平成31年4月12日（金）13時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 18名中16名

1番 三浦 豊 出	2番 籠田 悦子 出	3番 木村 武美 出	4番 馬場 豊 出
5番 ー	6番 内沢 豊 出	7番 谷地 秀典 出	8番 村上 正憲 出
9番 西野 茂雄 出	10番 明戸 政勝 出	11番 山内 光興 欠	12番 加藤 浩幸 欠
13番 松橋 剛志 出	14番 寺沢 和則 出	15番 赤坂 英夫 出	16番 阿達 福壽 出
17番 狛守 文宏 出	18番 長根 昭男 出	19番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 21名中21名

1番 木村 弁一 出	2番 坂下 彌一 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 ー	6番 清川 新一 出	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 荒川 喜一郎 出	15番 高橋 勝男 出	16番 高橋 政典 出
17番 金谷 由松 出	18番 坂 文雄 出	19番 松倉 賢六 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、 事務局次長（農政GL）村上 司、 農地GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、主査 金田 かおり、主査 三浦 一範、技師 深堀 成美、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。

本日は、山内委員、加藤委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 19 号、平成 31 年度第 1 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、農業委員が当事者となっている事案があり、議事参与の制限に該当いたしますので、馬場委員は、当該事案の説明の際、会長の案内によりご退室、ご入室いただきますようお願い申し上げます。

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面をご覧ください。

唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

皆様におかれましては、春先のお忙しい中、ご出席くださいますありがとうございます。平成 31 年度スタートの 4 月ですが、平成最後の 4 月でもあります。5 月 1 日からは、令和元年として新しい時代のスタートを切ります。昭和の時代は戦争がありました。平成の時代は大きな自然災害がありました。これから迎える令和の時代は、戦争や大きな災害のない、穏やかな、お互いを思いやることのできる平和な時代になれるよう、みんなが努力していかなければならないと思っております。それでは本日の議事につきましても、慎重なご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、7番 谷地 秀典 委員、10番 明戸 政勝 委員、両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

坂委員

坂から報告いたします。去る3月28日、市庁別館7階会議室Aにおきまして、番号11番、12番を赤坂委員と、13番を松橋委員と調査してまいりましたので報告いたします。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条11番、12番

11番と12番ですが、受人が同一ですので、一括して報告します。調査には、受人は本人が、渡人は11番は本人が、12番は委任状を持って代理人が出席しました。両者の関係は、11番は知人、12番は親戚です。態様別は、11番は売買、12番は10年間の使用貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要

望です。11番、12番ともに、申請地における貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例もありません。通作距離は、11番は3km、12番は1kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、うち農業専従者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラックを各1台です。田植機1台を親戚から借用して使用するそうです。

3条 13番

続きまして13番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、3年間の賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は22kmで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験なし。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男4人、女1人で、うち兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況ですが、トラクター1台を借用予定とのことです。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

三浦委員

三浦から報告いたします。去る3月28日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、番号14番を調査してまいりましたので報告いたします。

3条 14番

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、20年間の賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、レタスです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は20kmです。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。

農業経験なし。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。
世帯員は男4人、女1人で、うち兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況
ですが、トラクター1台を借用予定とのこと。

なお、この案件は、この後説明をする、議案第20号、農地法第5条許可申請
の番号7番と関連した案件となっています。5条許可申請では、一時転用で営農
型太陽光発電設備を設置したいと申請されています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないもの
と考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第19号、平成31年度第1号八戸市農用地利用集積計
画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場委員が当事者と
なっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規
定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、馬場委員は退室願います。

(馬場委員退室)

会長 それでは、まず、馬場委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

大里主幹 事務局の大里から、議案第 19 号、平成 31 年度第 1 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料 3 ページをお開き願います。

 今回の利用権設定件数は賃貸借 6 件、使用貸借 5 件の計 11 件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 10 名、貸し手 11 名で、利用権設定面積は 106,388 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 11 番 それではまず、馬場委員が関係する事案を説明いたします。資料 5 ページ、番号 11 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 9,000 円でございます。公告年月日は、平成 31 年 4 月 18 日を予定しております。

 以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

 (なしの声あり)

会長 ご質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することにご異議ございませんか。

 (なしの声あり)

会長 ご異議なしと認めます。
よって本事案は承認することに決しました。

会長	馬場委員の入室をお願いいたします。 (馬場委員入室)
会長	それでは、事務局から残りの事案について説明願います。
大里主幹	引き続き、事務局の大里から説明いたします。資料3ページをお開きください。 借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。
利用集積2番	番号2番、利用権の種類及び内容は、長イモ・ゴボウを作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。
利用集積3番	番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6年間使用貸借するものでございます。
利用集積4番	番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間で玄米60kgでございます。
利用集積5番	番号5番、利用権の種類及び内容は、長ネギを作付けするために、5年間貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間43,000円でございます。 次ページをお開き願います。
利用集積6番	番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻・にんにくを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。
利用集積7番	番号7番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、20年間使用貸借するものでございます。
利用集積8番	番号8番、利用権の種類及び内容は、ピーマンを作付けするために、5年間貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間でピーマン1kgでございます。
利用集積9番、	番号9番、番号10番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利

10 番

用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

公告年月日は、平成31年4月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第20号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

赤坂委員

赤坂から報告します。去る3月28日、松橋委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第20号の番号5番、6番を調査してまいりましたので報告します。資料7ページをお開き願います。いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条5番

番号5番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和元年6月3日から令和元年10月10日。資金調達計画は借入資金です。他

法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、排水は集落排水の下水道へ接続します。立地条件は、八戸市立明治中学校から南西側約 1.1 km に位置し、畑・住宅に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条6番

続いて番号6番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和元年7月15日から令和元年12月25日。資金調達計画は自己資金及び借入資金、母からの資金提供です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財は上ノ沢遺跡内ですが平成30年11月29日に届出済み、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、法切り等の地盤整備をし、浄化槽、浸透枘を設置します。立地条件は、青森県立八戸商業高校から南側約650mに位置し、畑に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

松橋委員

松橋から報告します。去る3月28日、赤坂委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第20号の番号7番を調査してまいりましたので報告します。

5条7番

この案件は、先ほどの、議案第18号、農地法第3条許可申請、番号14番と関連する案件となっております。許可申請の内容は3条許可で借りた畑に営農型太陽光発電設備を設置するというものです。農地に支柱を立てて、営農をしながら上部空間に太陽光パネルを設置し発電を行うものです。営農型太陽光発電の転用許可申請は、原則的に最長3年間の一時転用であり、長期間発電を継続する場

合は、3年毎に許可申請を繰り返すこととなります。また、転用面積についても太陽光パネルの面積ではなく、それを支える架台の支柱の面積となります。今回の申請の場合、支柱の面積ですが、太さ約9cmの支柱56本分の面積となり、計算すると0.35㎡となります。

それでは、番号7番について報告いたします。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は使用貸借。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和元年6月1日から令和4年5月31日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡内ですが平成30年7月18日に届出済み、土地改良区の意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治中学校から南側約700mに位置し、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外にあたるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。なお、営農型太陽光発電の案件は、農地法第5条第3項の規定に基づき、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である農業会議へ意見聴取を行うこととなります。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
会長	<p>ここで一度休憩にいたします。</p>
会長	<p>それでは議事を再開いたします。</p>
日程第5 会長	<p>日程第5、議案第21号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
深堀技師	<p>八戸市長から協議のあった、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局、深堀からご説明いたします。資料の9ページをお開き願います。変更内容は農用地除外1件でございます。資料の10ページと合わせてご覧ください。</p> <p>番号1番、申請者及び除外申請地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。申請理由は新産業団地整備でございます。申請者は「八戸市」で、現在分譲を行っている八戸北インター工業団地の分譲用地が残りわずかな状況となったことから、新たな産業団地の整備が急務となり、市内各所について新産業団地の事業用地としてさまざまな観点から検討した結果、申請地を含む事業区域以外に新産業団地の開発規模を満たす適当な用地が無かったため、やむを得ず農用地除外するものとなっております。また、申請地につきましては、八戸市農業経営振興センターから東側約600mに位置し、市道に接続しております。周囲は畑及び山林に囲まれておりますが、農用地利用集積計画に含まれていないことから、農用地等の集積に支障を及ぼすおそれはないと思われます。計画面積につきましては、事業内容及び土地利用計画からみて相当であると思われます。被害防除措置につきましては、雨水排水は申請地内に設ける調整池へ流入させ、事</p>

業排水は浄化槽で処理し、道路側溝へ排水します。他法令の許可等の有無及びその見通しにつきましては、都市計画決定必要、開発協議必要、埋蔵文化財届出は提出済みとなっております。農地区分及び適用条項につきましては、第1種農地の不許可の例外で、申請に係る農地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、第1種農地の割合が3分の1を超えず、当該利用目的を達成するために当該農地を供することが必要であると認められるものとなっております。

以上、議案書記載の意見案のとおり八戸市長へ回答してよろしいか、ご検討、お願いいたします。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第16号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地からご報告いたします。この案件は、相続等届出の3月分です。資料11ページをご覧ください。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

今回の届出は、資料 11 ページ番号 18 番から資料 16 ページ番号 33 番までの計 16 件となっており、権利取得事由は、いずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権です。なお、農業委員会によるあっせんの希望は 11 ページ番号 18 番と 14 ページ番号 28 番の 2 件です。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 7、8

会長

次に、日程第 7、報告第 17 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 8、報告第 18 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条、5 条届出の 3 月分でございます。

まず、4 条からご報告申し上げます。資料の 17 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 7 番

番号 7 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

4 条 8 番、9 番

番号 8 番、番号 9 番、転用目的は駐車場でございます。

続いて、5 条につきましてご報告申し上げます。19 ページをお開き願います。

譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

- 5条 23番、24番 番号 23番、番号 24番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
- 5条 25番 番号 25番、転用目的は宅地分譲でございます。
次ページをお開き願います。
- 5条 26番、27番 番号 26番、番号 27番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
- 5条 28番 番号 28番、転用目的は倉庫1棟建築でございます。
次ページをご覧ください。
- 5条 29番 番号 29番、転用目的は駐車場でございます。
- 5条 30番、31番 番号 30番、番号 31番、転用目的は住宅展示場1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。
- 5条 32番、33番、
34番 番号 32番、番号 33番、番号 34番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをご覧ください。
- 5条 35番、36番、
37番 番号 35番、番号 36番、番号 37番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。
- 5条 38番、39番、
40番 番号 38番、番号 39番、番号 40番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをご覧ください。
- 5条 41番 番号 41番、転用目的は建売住宅4棟建築でございます。
- 5条 42番 番号 42番、転用目的は宅地分譲でございます。
- 5条 43番 番号 43番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。
- 5条 44番、45番、
46番 番号 44番、番号 45番、番号 46番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをご覧ください。
- 5条 47番、48番 番号 47番、番号 48番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑なしと認めます。

日程第9
会長 次に、日程第9、報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告願います。

寺地主事 事務局寺地からご報告いたします。資料の29ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条4番 番号4番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条5番 番号5番につきましては、農業経営基盤強化促進法の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、平成31年4月17日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑なしと認めます。

会長 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時14分)

